

『普通預金規定（普通預金「無利息型」を含む）』

1.（振込金の受入れ）

- （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」という。）を受け入れます。為替による振込金も受入れます。
- （2）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

2.（自動支払い等）

- （1）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。
- （2）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

3.（利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）100円以上について付利単位を100円として毎年3月と9月の当組合所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。（ただし「無利息型」には利息をつけません。）
なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

以 上

2020年4月1日現在